

全工程作業票(速記・テープ反訳・印刷製本までの受付～納品・請求)

受付日

2023/12/6

営業・受付工程	福島県 南相馬市 議会		第 5 回		定例会		令和5年12月6日 (水)		第 1 号		
	初日		速記・録音実時間		0 時間		48 分				
	テープ本数 音声データ(メール)		本		反訳実時間		時間		分		
			M S		ページ数		17		頁(字 行 段)		
仕様	速記反訳 ・ 音声反訳 ・ 文書入力(参)								原		
反訳・製版・校正・印刷	本文	議長		副議長		外字は以下のマーク置換済み					
		委員長		副委員長		外字	ゴシック 明朝	外字	ゴシック 明朝		
		署名議員	16. 17. 18			お客様欄					
	社内用欄					*念のため、もう一度ご確認をお願いいたします。名簿の原稿と、この用紙は外さずご返却ください。 ①正副議長交代 ②発言取り消し					
	初校	作業内容	作業者	作業内容	検品責任者	日付	確認印	日付			
		速記		粗 発		/	初校	1/16 折笠			
		録音		初校発	早川	1/9		1/17			
		反訳	吉岡育子	(納品)		/	2校	/			
		点検		初校戻		/		/			
		訂正					3校	/			
二校	訂正		二校発		/		/				
	校正		二校戻		/	連絡事項					
印刷製本・完成原稿(少部数納品)	作業内容	検品責任者	作業者	日付		お気付きの点がありましたら、ご記入ください。					
	最終校了			/							
	完成原稿			/							
	印刷製本			/							
	成果品検査			/							
	発送・納品			/							
	下版日			/							
総務	請求書発行			/							
備考						納品希望日		年 月 日 厳守・ごろ			
						次回定例会予定日		年 月 日 ~			
						データ		合本	なし		
製品納期		令和 6 年 2 月 16 日 AM / PM									

営業 → 受付工程 → 速記・テープ反訳 → 議会事務局 → 製版・校正 → 印刷製本 → 納品・請求

第 5 回南相馬市議会定例会会議録目次

第 1 日 1 2 月 6 日（水曜日）

出欠席議員.....

出席した事務局職員の職氏名.....

説明のために出席した者の職氏名.....

議事日程 第 1 号.....

本日の会議に付した事件.....

開 会 （午前 1 0 時 0 0 分）.....

会議録署名議員の指名.....

会期の決定.....

諸般の報告.....

議案の提出及び説明.....

議案第 9 8 号 令和 5 年度南相馬市一般会計補正予算について.....

散 会 （午前 1 0 時 4 8 分）.....

日 時 令和5年12月6日
招集場所 南相馬市議事堂

出席議員（22名）

1番	表	信	司	君	2番	大	場	裕	朗	君	
3番	菊	地	洋	一	君	4番	大	岩	常	男	君
5番	岡	崎	義	典	君	6番	櫻	井	勝	延	君
7番	郡		俊	彦	君	8番	田	中	京	子	さん
9番	太	田	淳	一	君	10番	山	田	雅	彦	君
11番	中	川	庄	一	君	12番	鈴	木	昌	一	君
13番	田	中	一	正	君	14番	細	田		★	君
15番	渡	部	一	夫	君	16番	鈴	木	貞	正	君
17番	今	村		裕	君	18番	小	川	尚	一	君
19番	渡	部	寛	一	君	20番	志	賀	稔	宗	君
21番	竹	野	光	雄	君	22番	平	田		武	君

欠席議員（0名）

出席した事務局職員の職氏名

局	長	猪	狩	忠	信	君	次	長	遠	藤	雄	二	君		
次	長	補	佐	木	幡	孝	行	君	書	記	伊	賀	慎	也	君
書		記		折	笠	有	基	君							

説明のために出席した者の職氏名

市	長	門	馬	和	夫	君	副	市	長	新	田	正	英	君				
副	市	長	常	木	孝	浩	君	総	務	部	長	小	迫	佳	行	君		
健康福祉部長 兼福祉事務所長			丸	山	光	清	君	教	育	長	大	和	田	博	行	君		
監	査	委	員					選	挙	管	理	委	員	会				
事	務	局	長	佐	藤	光	之	君	事	務	局	長	大	和	田	邦	晃	君
農	業	委	員	会														
事	務	局	長	増	山	善	樹	君										

議事日程 第1号

令和5年12月6日（水）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案の提出及び説明（議案第 9 0 号から議案第 1 1 9 号まで及び報告第 1 5 号）
- 第 5 議案第 9 8 号 令和 5 年度南相馬市一般会計補正予算について
（質疑、討論、表決）

散 会

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案の提出及び説明（議案第 9 0 号から議案第 1 1 9 号まで及び報告第 1 5 号）
 - 議案第 9 0 号 南相馬市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 議案第 9 1 号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 議案第 9 2 号 議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 議案第 9 3 号 南相馬市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 議案第 9 4 号 南相馬市立病院看護職員の令和 5 年度特殊勤務手当の特例に関する条例制定について
 - 議案第 9 5 号 南相馬市東日本大震災による津波被災者に対する固定資産税の減免に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 議案第 9 6 号 南相馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
 - 議案第 9 7 号 南相馬市老人福祉センター設置条例の一部を改正する条例制定について
 - 議案第 9 8 号 令和 5 年度南相馬市一般会計補正予算について
 - 議案第 9 9 号 令和 5 年度南相馬市一般会計補正予算について
 - 議案第 1 0 0 号 令和 5 年度南相馬市国民健康保険特別会計補正予算に

ついて

議案第101号 令和5年度南相馬市介護保険特別会計補正予算について

議案第102号 令和5年度南相馬市工場用地等整備事業特別会計補正予算について

議案第103号 令和5年度南相馬市後期高齢者医療特別会計補正予算について

議案第104号 令和5年度南相馬市水道事業会計補正予算について

議案第105号 令和5年度南相馬市病院事業会計補正予算について

議案第106号 令和5年度南相馬市工業用水道事業会計補正予算について

議案第107号 令和5年度南相馬市下水道事業会計補正予算について

議案第108号 工事請負変更契約の締結について

議案第109号 工事請負変更契約の締結について

議案第110号 工事請負変更契約の締結について

議案第111号 財産の取得について

議案第112号 財産の取得について

議案第113号 公の施設に係る指定管理者の指定について

議案第114号 公の施設に係る指定管理者の指定について

議案第115号 公の施設に係る指定管理者の指定について

議案第116号 公の施設に係る指定管理者の指定について

議案第117号 公の施設に係る指定管理者の指定期間の変更について

議案第118号 民事調停の申立てについて

議案第119号 字の区域の変更について

報告第15号 専決処分の報告について

日程第5 議案第98号 令和5年度南相馬市一般会計補正予算について

(質疑、討論、表決)

午前10時00分 開 会

- 議長（平田 武君） これより令和5年第5回南相馬市議会定例会を開会いたします。
出席議員は定足数に達しております。
これより議事に入ります。
本日の議事は、議事日程第1号をもって進めることといたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（平田 武君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員に16番、鈴木貞正君、17番、今村裕君、18番、小川尚一君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

- 議長（平田 武君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
今期定例会の会期は、本日から12月25日までの20日間といたしたいと思います。
これに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（平田 武君） 御異議なしと認めます。
よって、会期は本日から12月25日までの20日間と決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

- 議長（平田 武君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。
初めに、監査委員から、地方自治法第235^条の2第3項の規定に基づく令和5年第8回から第10回までの例月出納検査の結果について、議長の手元まで報告されておりますので、御報告をいたします。
次に、閉会中における議長活動の主なるものについて御報告をいたします。
11月8日、喜多方市で開催されました第183回福島県市議会議長会臨時総会についてであります。国・県及び関係機関への各市要望事項として、ALPS処理水の海洋放出への対応、地域医療体制の充実や産科医療の確保、物価高騰等に伴う事業者、

生活困窮者への支援などの議案21件について、審議の結果、原案のとおり承認され、福島県知事、福島県議会議員に対して実行運動を行うことを決定したところであります。

以上が閉会中における議長活動の主なものであります。

これらの書類は議会事務局に備えてありますので、必要に応じ御覧いただきたいと思います。

次に、過般、議会運営委員会及び建設経済常任委員会において、先進地行政視察を行っておりますので、これらについて、各委員会からその結果について御報告を願いたいと思います。

まず初めに、議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営副委員長、小川尚一君。

(議会運営副委員長 小川尚一君 登壇)

○議会運営副委員長(小川尚一君) おはようございます。

令和5年度議会運営委員会先進地行政視察調査報告をいたします。

議会運営委員会におきまして、11月14日、15日の2日間にわたり、愛知県岩倉市議会と愛知県安城市議会の先進地行政視察を行ってまいりましたので、以下報告をいたします。

初めに、岩倉市は、愛知県の北西部に位置し、名古屋市のベッドタウンとなっております。また、濃尾平野の犬山扇状地にある平地で、総面積10.47平方キロメートル、人口は4万7,761人です。農畜産物として、名古屋コーチンのひなを大量に出荷しているとのことでした。

市議会の定数は15名、うち6名が女性で40%を占めており、ジェンダーの進んだ自治体と言えます。常任委員会は、総務産業建設が7名、厚生文教が7名、財務が14名で、議長を除く全議員が委員となっており、本市の予算決算と同じと思われます。ほかに議会運営委員会と広報委員会をはじめ2つの協議会があり、議会基本条例検証特別委員会があります。

予算規模は令和5年度当初予算で169億6,000万円となっており、職員数は437人です。

視察研修調査事項は「議会サポーター制度について」で、目的として、岩倉市議会運営に関し市民からの要望、提案その他の意見を広く聴取し、議会運営などに反映させ、市議会の円滑かつ民主的な運営を推進することにあります。

サポーターの人数は100名以内とし、市民から年代別に無作為に抽出された市民500名から意思を確認し、加えて公募の市民となっています。任期は1年で、再任は可としています。資格は、満18歳以上の岩倉市民または勤務・在学者で、岩倉市が雇用する常勤の地方公務員は除きます。

職務は、1 ~~といたしまして~~^し、当市議会本会議、委員会などを可能な限り傍聴し、意見、提言を文書で提出する、2、市議会議員との意見交換会などに出席する、3、随時、議会運営に意見、提言を行う、4、議長からのアンケートに答えるとなっています。

報酬等は、謝礼として3,000円のクオカードとなっています。

課題として、100名の定数に対して500人を抽出し、意思を確認するが、現在は21人となっており、なかなか受け入れていただけない状況にあります。一方で、サポーターとなって初めて議会に関心を持ったという声や、サポーターの中から議員に立候補する市民も現れたということですという説明をいただきました。

どの自治体においても、議会に関心を持ってもらうのは難しい課題だと改めて認識しましたが、少なからず、そのきっかけづくりになっていると感じた次第であります。

次に、安城市についてですが、愛知県の中央南部に位置し、日本デンマークと呼ばれるほどの農業先進都市として、昭和27年に県下13番目の市として誕生いたしました。その後、名古屋市まで30キロメートルの距離や豊田市に隣接している等、地理的条件に恵まれたことから自動車関連企業や工場、住宅建設が進み、市制施行当時3万7,700人の人口が70年後の現在では19万人にまで増加しています。一方で、徳川家康ゆかりの地でもあり、観光やシティプロモーションにも取り組んでいます。

市の面積は86.05平方キロメートルで、総人口は18万9,543人です。

令和5年度予算額は、一般会計704億2,000万円で、特別会計、企業会計を合わせた総額では1,115億7,300万円になります。

安城市議会議員の定数は28名で、常任委員会は総務企画が6名、健康福祉が7名、市民文教が7名、産業建設が7名となっており、特別委員会として、未来型スマートまちづくり11名、少子化対策11名があり、ほかに議会運営8名となっています。

視察調査については、「議会ICT化の取組~~ろ~~について」です。

まず、議会におけるタブレット導入は、平成27年に第1回目の安城市議会ICT推進会議を開催し、年間15回の会議で実施内容をまとめ、議会単独で議会ICT推進基本計画をまとめました。基本的な考えとして、効率化・活性化など議会改革、ICTを積極的に活用した次世代の議会運営、市民とつながる、議会情報を分かりやすく市民に公開するがあります。そのため、グループウェアや電子会議システムを導入し、議場、委員会室のWi-Fi環境も図られています。

導入時の会議システム費用は約18万円、グループウェアが28万5,000円で、年間維持費は合わせて117万円となっています。タブレットにつきましてはレンタルで、内訳はデータプラン5ギガバイト、端末レンタル料（128ギガバイト）、さらに保守パックを合わせて1台当たり約4,500円となっています。

歳出については、公費2,500円、政務活動費として2,000円で、個人の負担はありません。

せん。

契約形態はレンタルで、故障修理は無償対応、紛失も年2回まで無償となっています。

結果は、導入後4年間で18万枚のペーパーレスと係る費用対効果として、人件費、印刷費、FAX廃止などで年間222万円の削減が実現しています。

さらに、安城市議会では独自のホームページを導入し、キッズページなどで分かりやすい議会の仕組みや、各審議結果で各議員の賛否態度を掲載しています。また、タブレットを活用した電子採決システムも導入しています。

課題としては、全てペーパーをなくすのではなく、バランスが必要とのことで希望に応じて一部紙ベースの配付を予算決算で行っています。さらに、会議システムでの手書き入力改善や、編集画面と閲覧画面の切替えの簡易化などが挙げられており、今後も定期的なフォローアップ講習が必要とのことでした。

本市議会におけるタブレット活用に共通する部分も伺えた一方で、タブレットによる電子採決や電子会議についても、効率化とペーパーレス化のバランスを図りながら検討も必要と感じた次第です。

以上報告いたしますが、詳しい資料などは事務局に備えておりますので、自由に閲覧ください。

○議長（平田 武君） 次に、建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任副委員長、菊地洋一君。

（建設経済常任副委員長 菊地洋一君 登壇）

○建設経済常任副委員長（菊地洋一君） 建設経済常任委員会の先進地行政視察について報告いたします。

建設経済常任委員会では、10月24日及び25日の2日間、JA島原雲仙の総合集荷場、長崎県雲仙市、佐賀県小城市の小城農泊推進協議会を視察してまいりました。

まず、JA島原雲仙の総合集荷場におけるブロックリー共同選果についてであります。

従来、JA島原雲仙には市内3町4か所の集荷場があり、施設ごとに品目がばらばらで作業員の配置やJA職員間の情報共有に苦慮していたため、平成27年度に集出荷貯蔵施設の整備を行いました。再編統合により出荷ロットの拡大、出荷計画の把握、取引市場との情報共有、商談を一元化にすることが可能となり、販売力の向上及び農業者所得の向上が図られています。

令和4年度JA島原雲仙でのブロックリーの実績は、作付面積が245ヘクタール、出荷量が2,603トン、販売額が10億3,000万²円であります。1人当たりの栽培面積が3.8ヘクタール。令和4年度ブロックリー生産者は65名であり、今年は昨年度より5名生産者が増加しています。

令和元年度には、農林水産省主催、農林水産祭で天皇杯を受賞しました。

視察した総合集荷場では、ブロッコリーを選果しているさなかでした。搬入されたブロッコリーが仕分けレーンを流れ、自動的にサイズが選別され、最後は熟練の作業員が目視による確認をし、箱詰めされます。箱詰めされたブロッコリーは自動で製氷された氷が詰められ、その日のうちに青果市場へ出荷されます。

南相馬市で計画している集出荷施設での共同選果を考える上で、とても参考となるものであります。

次に雲仙市における、特定地域づくり事業協同組合の取組についてであります。

特定地域づくり事業協同組合とは、地域人口の急減に対処するため、地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出し、組合で職員を雇用し事業者に派遣することで、地域の担い手を確保する事業であります。

雲仙市では、人口減少が進み、過疎地域になる現状で、地域の労働力不足の解決や地元高校卒業生の就職支援を目的にこの制度への取組を行うこととし、事業者に向けて制度の説明会を開催しました。その後、市ホームページや広報紙で設立団体の公募を行い、設立団体決定後は、組合の設立、地域づくり事業協同組合としての認可手続き等サポートを行っています。

市がホームページや広報紙で設立団体の公募をしたところ、地域で1つの団体を設立することとしていましたが、3つの団体が設立に興味を示し、最終的には2つの団体に辞退していただいたことや職員が2名しか応募がなかったことなど、様々な課題があります。市としては、山積する諸課題を解決し、市内外から人材を呼び込み、人手不足等で悩んでいる市内事業者の要望に応える特定地域づくり事業協同組合の運営強化に取り組んでいます。

地域産業の担い手不足を解決する手法として、特定地域づくり事業協同組合の取組は参考となるものであります。

最後に、佐賀県小城市の小城農泊推進協議会（小城ぱくっ！）の取組についてであります。

青年海外協力隊として、中国、内モンゴルで砂漠緑化事業に取り組んできた坂本毅氏が日本の里山が危機に瀕していると感じ、里山再生に取り組むために活用したのが農泊事業でした。坂本氏が持続可能な里山再生に取り組む地域は、佐賀県小城市石体地区です。石体地区は、かつては二十数軒の集落でしたが、現在は10軒余りの集落となっています。高齢化により耕作放棄地が増え続ける、いわゆる限界集落です。

坂本氏はこの石体地区里山再生のため、イノシシなどの害獣駆除、野草を加工しての産品製造販売、そして地区唯一の農泊施設を活用し、小城農泊推進協議会事務局長として農林水産省農泊地域高度化促進事業（この小城農泊については国のA評価）に取り組んでいます。

今後の事業展開では、石体地区にまつわる伝説を具現化することや廃校を利用したアート展示、農村公園をキャンプ場にすることなどを計画し、持続可能な地区になることを目指し、活動に取り組んでいます。

里山再生を農泊事業の活用で人を呼び込み、地域の再生・活性化に取り組む坂本氏の手腕に感銘するとともに、事業の進め方がとても参考となりました。

以上で、建設経済常任委員会の先進地行政視察報告とします。

なお、詳細については、関係資料を議会事務局に備えてありますので、参考にしていただければと思います。

以上で、報告を終わります。

○議長（平田 武君） 以上で、議会運営委員会及び建設経済常任委員会の先進地行政視察の報告を終わります。

日程第4 議案の提出及び説明

○議長（平田 武君） 次に、日程第4、議案の提出及び説明に入ります。

議案第90号 南相馬市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてから議案第119号 字の区域の変更についてまでの議案30件及び報告第15号 専決処分分の報告についての報告1件を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、門馬和夫君。

（市長 門馬和夫君 登壇）

○市長（門馬和夫君） 令和5年第5回南相馬市議会定例会が開催されるに当たり、南相馬市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてをはじめ、議案30件、報告1件を提出いたしました。

提出議案の説明に先立ち、9月市議会定例会以降の市政についての主なものを御報告申し上げます。

初めに、相馬野馬追の開催日程の変更について御報告いたします。

重要無形民俗文化財の指定を受ける文化庁より、10月17日付で、日程変更に関する異論はないとの回答がありました。このことを受け、11月3日に相馬野馬追保存会と相馬野馬追執行委員会の総会が開催され、日程の変更案を正式決定いたしました。

今後は、5月開催に向けて、日程の周知等、必要な準備を進めてまいります。

次に、プレスリリースアワード2023の受賞についてです。

10月26日に、プレスリリース配信などを行うPR TIMES主催による授賞式が執り行われ、本市の巣立ち応援18歳祝い金支給事業に関するプレスリリースがローカル賞を受賞しました。この賞は、地元の魅力を内外へ広げることに最も貢献したプレ

スリリースに贈られるもので、1,161件のエントリーの中から選ばれました。なお、自治体を受賞するのは全国初となります。

子どもたちの流出を防ぎ、地元で囲い込もうとする施策を打つ自治体が多い中で、「さあ、行っといで。」と子どもたちの未来を全力で応援する、背中を押す姿勢が多くの人々の共感を生み、評価をいただきました。

今後も、地域社会全体で連携・協力しながら、子ども・子育てを本気で応援してまいります。加えて、巣立った子どもたちが戻ってきたいと素直に感じてもらえるような魅力的なまちを、皆様と築いてまいりたいと考えております。

次に、協定の締結についてです。

市では、11月10日、明治安田生命保険相互会社とさらなる市民の健康増進や市民サービスの向上に関する連携協定を締結しました。

続く11月13日には、株式会社マイファームと農業人材の育成や確保、地域農業者との連携などに関する協定を締結しました。

今回の協定による取組を通じて、市民の健康づくりや農業人材の確保・育成をより一層進めてまいります。

次に、11月18日に開催した南相馬市復興支援感謝の集いについてです。

このイベントは、震災と原発事故から10年の節目の年に開催する予定でしたが、コロナ禍により延期を余儀なくされていたものです。2年越しにようやく全国から支援者の皆様を招いて、感謝の思いを伝えることができました。

イベントでは、南相馬市のこれまでとこれからを考えるトークセッションを行ったほか、地元団体によるパフォーマンスを披露しました。

支援者からは、「ずっと応援しています」、「自分たちにできる支援を続けます」などの温かいメッセージをいただき、地元参加者からは「今の南相馬市の姿を見てもらえてよかった」といった声も聞かれました。さらなる復興を遂げることが皆様への恩返しになると考えておりますので、これからも多くの方々に関心を寄せていただき、様々なつながりが保たれるよう取り組んでまいります。

続きまして、本日提出いたしました議案について御説明申し上げます。

議案第90号から議案第97号までの条例の制定、改正については、関係法令の改正等により必要な改正等を行うものであります。

議案第98号の令和5年度南相馬市一般会計補正予算（第5号）については、国のデフレ完全脱却のための総合経済対策に伴い、緊急に対応すべき予算を計上するもので、この結果、3億5,470万5,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を472億6,068万7,000円としております。

議案第99号の令和5年度南相馬市一般会計補正予算（第6号）については、南相馬市第三次総合計画、7つの政策の柱に基づく対応、令和4年福島県沖地震及び令和5

第
年台風13号に伴う被災に係る災害復旧など緊急に対応すべき予算を計上するもので、この結果、83億2,868万7,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を555億8,937万4,000円としております。

議案第100号から議案第107号までの各会計補正予算については、それぞれの目的に応じた事業を実施するための所要額を計上したところであります。

議案第108号から議案第110号までの工事請負変更契約の締結について並びに議案第111号及び議案第112号の財産の取得については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第113号から議案第116号までの公の施設に係る指定管理者の指定について及び議案第117号の公の施設に係る指定管理者の指定期間の変更については、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第118号 民事調停の申立てについては、滞納している市営住宅の家賃の支払いについて民事調停を申し立てるため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第119号の字の区域の変更については、原町区原町東地区における福島県復興基盤総合整備事業に伴い、字の区域を変更する必要があるため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

報告第15号の専決処分の報告については、地方自治法の規定に基づき、議会の委任により専決いたしました3件について報告するものであります。

以上、提出議案の概要について御説明申し上げましたが、議案第98号の令和5年度南相馬市一般会計補正予算（第5号）については、急ぎ給付金事務を進めるため、先議をお願いするものであります。

なお、詳細については、御質疑に応じまたは委員会において御説明申し上げますので、御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平田 武君） これをもって提案理由の説明を終わります。

日程第5 議案第98号 令和5年度南相馬市一般会計補正予算について

○議長（平田 武君） 次に、日程第5、議案第98号 令和5年度南相馬市一般会計補正予算についてを議題といたします。

これより本件について質疑に入ります。 ~~ございませんか。~~ ^ト

15番、渡部一夫君。

○15番（渡部一夫君） それでは、質疑をしてみたいと思います。

内容等々については既に通告してありますから、その内容になるわけでございます。

若干、説明をさせていただきたいというふうに思います。

今ほど市長の説明の中に、この案件については国のデフレ完全脱却のための総合経済対策に伴うという御説明がありました。私たちに示されている内容については、まさに生活が大変苦しいといえますか、日常の生活が大変だということにある人のために、~~この人らについて~~^{いかり}支給するとういうふうに提示されてございます。

~~この今~~^{いかり}、市長が説明された内容等について、どのように受け止めていけばいいのかについて御説明をいただいてまいりたいというふうに思います。~~まず、そこから御説明をいただいてまいりたいと思います。~~

○議長（平田 武君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（丸山光清君） 3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、G 8~~6-20~~¹⁶、低所得世帯重点支援給付金支給事業、予算書14ページ、15ページ、~~主要事業説明書~~^第10ページ、11ページになります。

市民生活を知る市政運営としての考え方について伺うということでございます。

本市におきましては、さきにエネルギー・食品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯への支援といたしまして3万円の給付を行ったところでございます。

今回は先ほども話にありますが、国のデフレ完全脱却のための総合経済対策といたしまして、さきの給付金の対象者である住民税均等割が非課税である世帯に対し7万円の給付をするものでございます。

物価高騰による家計への影響は多くの市民に関わるものというふうに捉えていますけれども、今回は特に低所得者の方々への影響が大きいということから、さきの給付金の情報、振込口座等々の確認を行いながら速やかに年内に支給、給付できるように~~手続を進めまして~~^{tw}、負担軽減を図っていくという~~ような~~^{tw}考えでございます。

○議長（平田 武君） 15番、渡部一夫君。

○15番（渡部一夫君） 今の部長答弁は私が通告した内容に沿った、いわゆる答弁に当たるとかなとこんなふうに思いながらお伺いをしてまいりました。

私がお聞きしたかったのは、デフレ脱却というその部分を今ほど部長が答弁されましたその整合性といえますか、そういうところからどういうふうに結びつけて考えていけばいいのか。本当にこの対応が、この政策が、~~施策が~~^{tw}デフレ脱却につながっていくのかということをもっとお伺いをさせていただいたということでございますから、その点についてお示しをいただきたい。それが1点。

もう一つは、いわゆる物価高~~等~~^{tw}に私たちの国民生活といえますか、市民生活がどういう状況にあるのかということが、まさに議会を挙げ、そして市政を預かる皆さんの最大の関心事でなければならないというふうに思っているところでございます。指をくわえて眺めていられるほど、市民の生活というのは安定的に、そして明日も何ていえますか、憂いのないといえますか、そういうふうな生活になっているのかという

と、必ずしも私はそうっていない。そして、日々生活を切り詰めているというのが市民の皆さんの実態ではないか。それは取りも直さず、スーパーや買物に行ったときにどういう買物をしているのか、そのことをやはりつぶさに私は見ていかないと、本当の意味での市民生活の実態について市を挙げて把握することは困難ではないのか、このように思っているところでございます。

私も実際そういう立場といたしますか、いわゆる買物等々の状況に鑑みますと、今、私が述べたような状況下にあることは間違いのないのでないか、こういうふうに思っているところでございまして、ただ単に物価高が今支給しなくてはならない人たちだけの問題ではないという、そのところをどう受け止めているのかということが通告した内容になるわけでございます。

その2点について、お伺いをさせていただきたいと思います。

○議長（平田 武君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（丸山光清君） まず、国のデフレ完全脱却のための総合経済対策という言葉がございしますが、これが果たして今回、低所得者向けの給付金でどのように生かされる、活用されるかというような話でございします。

本市といたしましても、国が示しているこの国家戦略といたしますか、デフレ完全脱却のための総合経済対策、その一環で今回、特に低所得者、特に物価高騰による家計への影響が大きいと言われる方々に対してまずは物価高騰に対する影響の軽減、なくすためにいち早く給付金を支給するという国の制度でございしますので、本市におきましても、多くの市民の方々が物価高騰に対する影響があるというのは十分承知をしておりますけれども、まずは国が示す低所得者と言われる方々に対しまして給付金を支給するのを優先したいというふうに考えております。

本市におきましては令和5年6月に既に3万円の支給をしておりますが、このときに約4万4,723世帯の方々に給付を行っております。その給付の中身を見ますと、高齢者のみの世帯、さらには高齢者で夫婦を営んでいる高齢者同士の世帯という方々が3,472世帯おりまして本市全体の世帯の14.3%、この方々が低所得者ということで、これまで3万円の支給等々を行っております。

今回もこの国のデフレ完全脱却のための総合経済対策の一環として、まずは低所得者と言われる方に新たに7万円の支給をするということですので、本市といたしましても一般の方々、全て物価高の影響があるというのは承知しておりますけれども、まずはこういった特に影響のある低所得者の方への給付を急ぐというものでございます。

そして、2つ目に、物価高対策、市民に対するもの、買物等々、金額等が高騰による影響というものは十分あるかと思います。繰り返しになりますけれども、今回は国の政策の中で、特に影響が大きい低所得者の方に速やかに給付金の支給を行うということでございます。国のほうでは定率減税、さらには所得税の減税を今後行う等々、

国の施策はマスコミ等でも報道されておりますので、~~私たち~~^ト本市におきましても、国の施策などに~~注視~~^{注視}をしながら、今後想定される、さらには予定される事業、こういったものが物価高騰対策に~~対する~~^対対応として十分事業化して市民の方々に提供できるものかと思っておりますので、こういった国の施策等については注視をしていきたいと考えております。

○議長（平田 武君） 15番、渡部一夫君。

○15番（渡部一夫君） 言いたいことたくさんあるんですが、3問で終わってしまうところ、非常にジレンマを感じているといいますか、今、部長答弁なされました。大体、大方、市民の皆さんも聞いていて、そうなんだなというふうになるんだろうと思います。

ただ、国の政策というふうに一概に言いますけれども、私たちが論じなくちゃならないのは南相馬市民の生活がどうあるべきなのか、ここを論じないで国の政策がそのようになっているから、そのまま移行すればいいんだ、実施をすればいいんだということではないということを私は再三再四申し上げているところでございます。

もう一つは、いわゆる支給される、されないのはざまにある人、これは条件が示されていますから、そこに到達していない人の生活実態、これが7万~~円~~^円支給される人はいいということは言いませんけれども、しかしながら、それに見合ったようなそういう人たちがたくさんいるということ、これが市民生活の実態なんです。ただ、今、支給される条件を満たした人だけが7万円の支給だけでいいのかということを私が述べているところでございます。ですから、市民の生活の実態というのは、そういうところまで目を向けていかないと、本来は拾わなくてはならない、支給しなくてはならない人を支給しないでしまう、そういうことになりはしないのかということを申し上げているところでございます。

3回目は、いわゆる税の負担による公平・公正性です。言うならば、国の税金ですが、市の税金に置き換えて考えたときに、市民生活を鑑みて大変な状況にあるとすれば当然市民税をどういうふうに市民から徴収すべきなのか、こういうところまで思いをはせないと、ただ単に支給すればいいという問題ではないというふうに思います。

あわせて、支給するというふうに言いますけれども、私たちが納めた税金なんです、これは。国はさも、こういう解消に恩恵があるような言い方をしますが、それも私たちが納めた税金です。もしかすると、税金を納め過ぎたのではないかというふうにさえ思えてなりません。ですから、税の負担をどういうふうに考えていくべきなのかということは、あえて国民の市民の生活を抜きにして、私は考えることができないということを再三再四申し上げさせていただきました。

ぜひそういうような立場での考えを一~~旦~~^端お示しいただければと思います。

○議長（平田 武君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（丸山光清君） 今ほど3点の再質問をいただきました。

まず、1つ目ですが、今回、国の財源を有効に活用しながら市民の皆様、対象となる皆様にいち早く給付金の支給をするということでございますので、これは全国、国から示された内容を明言しておりまして、本市におきましても予算化をして有効にこの事業を推進するということでございますので、これまで同様に国の財源は有効に活用しながら市の事業として取り組んでいきたいと考えています。

2つ目に、支給される方のはざまにある人をどう救い上げるのかということでございますが、確かに今回対象となる方については低所得世帯の方々、住民税均等割を免除されている方等々になります。しからば、それ以外の方はどうするかという~~こと~~でございますが、市といたしましてもそういった部分についての実態把握等はせざるを得ない状況にあるかと思えます。

ただ、今回については、繰り返しになりますけれども、国から示されたメニューの一つの中で低所得者対策をいち早く行うということでございますので、今回はこれを速やかに皆さん議決をいただきながら手続を取っていきたいということでありますので、御理解をいただきたいと思います。

3つ目に、税の負担についてでございます。

こちらについても、それぞれ市町村において税の負担、徴収等を行っておりますけれども、これも繰り返しになって大変恐縮ですが、今回は国から示されている低所得者対策、物価高騰対策の一環として低所得者の対象となる方への7万円の給付を行うということでございます。先ほども申しましたが、国のほうでは令和6年9月頃、今後ということでございますけれども、定率減税、所得税の減税、そういった取組などもマスコミ報道等にも示されております。こういったことにより私たちのほうでも税の負担、徴収についていろいろ議論をするところが出てくるかと思えますが、そういった部分についてはそういったところで今後、協議をする機会があるかと思えます。

大変繰り返しになって恐縮ですが、今回、国から示されている事業の内容を、その一つとして低所得者世帯に対し7万円の給付を速やかに行うということでありますので、本市におきましても議決をいただいた後に速やかに手続を取りまして、年内中にこの事業を推進していきたいという~~こと~~に考えております。

○議長（平田 武君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田 武君） なければ、これをもって本件に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第98号については、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平田 武君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの議案第98号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。~~ございせんか。~~

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平田 武君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ただいま議題となっております議案第98号については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平田 武君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

明12月7日及び8日は議案調査のため、並びに12月9日及び10日は休日のため、それぞれ休会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平田 武君) 御異議なしと認めます。

よって、明12月7日から10日までの4日間は休会することに決しました。

次の会議は12月11日午前10時から開くことといたします。

本日はこれをもって散会いたします。

~~御苦労さまでした。~~

午前10時48分 散 会